

環境福祉委員会会議記録

環境福祉委員長 喜多 正敏

- 1 日時
平成 25 年 8 月 6 日（火曜日）
午前 10 時 3 分開会、午前 11 時 42 分散会
（休憩 10：11～10：20）
- 2 場所
第 5 委員会室
- 3 出席委員
喜多正敏委員長、高橋但馬副委員長、渡辺幸貫委員、佐々木博委員、樋下正信委員、
神崎浩之委員、名須川晋委員、飯澤匡委員、木村幸弘委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
藤枝担当書記、坂下担当書記、藤原併任書記、菊池併任書記、千田併任書記
- 6 説明のために出席した者
 - (1) 環境生活部
風早環境生活部長、津軽石環境生活部副部長兼環境生活企画室長、
玉懸環境担当技監兼廃棄物特別対策室長、
吉田参事兼環境保全課総括課長、工藤環境生活企画室企画課長、
高橋環境生活企画室温暖化・エネルギー対策課長、
大泉資源循環推進課総括課長、小野寺自然保護課総括課長、
亀井青少年・男女共同参画課総括課長、小向県民くらしの安全課総括課長、
岩井県民くらしの安全課食の安全安心課長、
後藤県民くらしの安全課県民生活安全課長、
高橋県民くらしの安全課消費生活課長、
中村廃棄物特別対策室再生・整備課長、松本廃棄物特別対策室災害廃棄物対策課長
 - (2) 保健福祉部
根子保健福祉部長、浅沼保健福祉部副部長兼保健福祉企画室長、菅原医務担当技監、
野原医療政策室長兼医師支援推進室長、伊藤保健福祉企画室企画課長、
藤原健康国保課総括課長、齋藤地域福祉課総括課長、鈴木長寿社会課総括課長、
千田障がい保健福祉課総括課長、菅野児童家庭課総括課長、
佐々木医療政策室医務課長、高橋医療政策室地域医療推進課長、
千葉医師支援推進室医師支援推進監

(3) 医療局

佐々木医療局長、八重樫医療局次長、熊谷経営管理課総括課長、
菊池参事兼職員課総括課長、佐藤医事企画課総括課長、菅原業務支援課総括課長、
松川業務支援課薬事指導監、青山業務支援課看護指導監、野原医師支援推進室長、
千葉医師支援推進室医師支援推進監

7 一般傍聴者

2人

8 会議に付した事件

(1) 環境生活部関係審査

(請願陳情)

受理番号第72号 早池峰国定公園計画を改定することについて請願

(継続調査)

岩手県における2010(平成22)年二酸化炭素排出量について

(2) 保健福祉部関係審査

(継続調査)

被災した高齢者福祉施設の復旧状況について

9 議事の内容

○喜多正敏委員長 おはようございます。ただいまから環境福祉委員会を開会いたします。
これより、本日の会議を開きます。

本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、環境生活部関係の請願陳情の審査を行います。

受理番号第72号早池峰国定公園計画を改訂することについて請願を議題といたします。

なお、本請願につきまして、当委員会付託部分は、請願項目のうち1でありますので、御了承願います。

その後、当局から説明することはありませんか。

○小野寺自然保護課総括課長 7月3日の本会議におきまして、小田越地区を第2種特別保護地域から特別保護地区に変更することという請願が当委員会に付託されてございます。その関係で、7月8日の委員会におきまして参考説明をさせていただいたところでございますが、その際に、今後の県の取り組み方針といたしましては、シカの捕獲というシカ対策を優先させながらも、既に設立してございます協議会の活動の中で、従来の活動を継続してまいりたいという説明をさせていただいたところでございます。本日はお手元に資料1、A3の横長のものを配付させていただいておりますが、これに基づきまして、早池峰地域の保護規制、保護・保全活動の推移について御説明をさせていただきます。

この表に書いてございますとおり、各保護規制の指定等を年代別に入れて書いてございますが、早池峰国定公園は、昭和57年6月に国定公園としての指定が行われているところでございます。

表の下段になりますが、備考の欄をごらんいただきたいと思います。これは、早池峰山への登山者数、それから現在運行している交通規制に伴いまして運行してございますシャトルバスの利用者の推移を示したものでございますが、ピークは、平成9年度の登山者約3万6,000人でございましたが、この年の7月20日に県道への路上駐車等によりまして、路線バスが登山口に到着できないというような事態が発生しております。

こうしたことから、今後、中段にございますように、平成10年度に早池峰登山車両適正化検討会というものを設置し、下記のシャトルバスの運行をスタートしたところでございます。当然ながら、これ以降このような問題は発生してございません。

また、平成12年度には、当部におきまして早池峰地域におけます保全対策の基礎資料とするために、早池峰地域自然環境調査というものを実施しております。その中で今後の対策としてマイカー規制を継続、それから盗採を防ぐための監視体制の強化、さらには登山マナーの徹底が必要になると報告を受けてございます。

これを踏まえて平成14年の3月、13年度末でございますが、早池峰地域の豊かな自然環境を将来に引き継ぐため、行政と民間機関が連携いたしまして、自然環境の保護と適正利用を目指した保全対策事業を推進するというを目的とした、早池峰地域保全対策事業推進協議会というものを設置してございます。この中では、ここに書いてございまして、利用者のマナー向上対策としてマナーガイド、それから携帯トイレ、それから車両通行規制のパンフレットの作成、配布をしておりますとともに、2点目としましては、高山植物盗採防止対策として、盗採防止のパトロールを実施しております。さらには、交通規制に絡みまして、自動車の利用適正化対策といたしまして、夏季の通行規制、シャトルバスの運行をしておるところでございます。

ちなみに、平成25年度、今年度は6月9日から8月4日までの土日、祝日の計18日間を早池峰クリーンアンドグリーンキャンペーンといたしまして、シャトルバスの運行を開始しているところでございます。

それから、最後になりますが、山頂のトイレ問題ということがございまして、これは携帯トイレの山にしようということを目的として、携帯トイレ使用の普及促進活動を現在実施しております。携帯トイレの普及に合わせまして、携帯トイレデーというものを設置いたしております。平成25年度は6月9日の山開きから、10月14日までの128日間を携帯トイレデーということで、登山者の携帯トイレの利用と普及に努めているところでございます。

それから、先ほどの備考の欄にございます登山者の推移でございまして、先ほど申し上げました平成9年度の約3万6,000人をピークといたしまして、平成23年度の震災の影響を受けて、最小の1万3,926名というのが利用者数の推移になってございます。ちなみに、平成24年度、昨年度は被災地支援という登山者の意識もございまして、約2万2,000人弱の登山の利用をいただいているところでございます。今後ともこの協議会の活動、この協議会は構成員といたしまして、山岳関係団体、それから自然保護関係団体に加えて観光業

の団体ですとか、あるいは森林関係の国の組織でございます岩手南部森林管理署、それから三陸北部森林管理署、そして環境関係では環境省の盛岡自然保護官事務所、そして地元市町村、県が構成員となっておりますので、これらの地域と一体となった保全活動を今後とも続けていただきたいと思います。

以上、簡単ではございますが、参考説明とさせていただきます。

○喜多正敏委員長 本請願に対し、質疑・意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 質疑がないようでございますが、それでは本請願の取り扱いを決めたいと思います。

本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

休憩をします。

〔休憩〕

〔再開〕

○喜多正敏委員長 再開いたします。それでは本請願の取扱いについていかがいたしますか。

○渡辺幸貫委員 この請願のとおり、地区の限定がしっかりなされますと、人間とともに、この地域に被害を及ぼすと思われるシカの捕獲に支障が出るということも心配をされているようでありますので、その辺をどういうふうにすればシカの捕獲と、この地域を守るための人の入れるところ、その辺の整理を県当局でやっていただく時間をもうちょっと設けたらいかがかという意味で、継続したらどうかと思います。

○喜多正敏委員長 継続というお話が出ましたが、ほかに御意見はございませんか。

○飯澤匡委員 継続で私も了としますが、請願者の願意と、今現状に横たわっているシカの捕獲の問題は、先ほど渡辺幸貫委員から話があったように、請願者の方々がまだうまくそこら辺の理解ができていない部分もあるのではないかと推察されるわけです。したがって、前回は執行部からも資料いただきましたので、一つの提案としては、紹介議員というお話もありましたが、正副委員長さんのほうも委員会の状況を踏まえて、こういう問題点があるようだ。一方で、やはり農作物にも多大な影響が出ている部分もあるし、ただ単に法的な網をかけるだけで解決できるものではないようだということを一に請願者に説明をして、そうした上で次の委員会に臨むというのはいかがなものでしょうか、こういうふうに思うのですが、委員長、いかがですか。

○喜多正敏委員長 確かに両方の問題があるというふうな意見もありましたので、副委員長と相談をして、そのような方向でお伝えをしていきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 それでは、本請願については、ただいま飯澤委員から請願者の願意等の確認という御意見がありました。それでは、私と副委員長が請願者に今回の議論等を踏

まえて願意等を確認し、次回の委員会においてそれらを報告した上で、再度審査をしたいと思っておりますので、御理解くださいますようお願いいたします。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 よって、本請願は継続審査といたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

なお、それに伴い議長に対し、委員派遣承認要求が必要となりますが、派遣委員、日時、場所、目的及び経費等の手続につきましては当職に御一任願いたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上をもって環境生活部関係の請願陳情の審査を終わります。

次に、環境生活部関係の岩手県における2010年二酸化炭素排出量について調査を行います。

調査の進め方についてであります。執行部からの説明を受けた後、質疑、意見交換を行いたいと思っております。

それでは、当局から説明を求めます。

○高橋温暖化・エネルギー対策課長 それでは、お手元に配付してございます資料2に基づきまして、2010年の二酸化炭素排出量について御説明申し上げます。本県におきましては、平成11年9月に岩手県環境基本計画を策定しております。この中におきまして二酸化炭素排出量におきましては、基準年——1990年でございますけれども、8%削減ということを目標に掲げてきておりました。今回2010年の二酸化炭素排出量がまとまりまして、下のほうのグラフを見ていただきたいと思います。2010年、赤で示しておりますけれども、排出量につきましては1,156万8,000トンということで、基準年でございます1990年に比べまして、量で131万トン、率で10.2%の減少という結果となっております。目標としておりました基準年比で8%削減ということについては、達成しているというふうなことでございます。

続きまして、部門別の排出量について御説明させていただきます。次のページのところの表でございます。エネルギー起源の部分でございますけれども、産業部門が対基準年比の増減、一番左でございますけれども、マイナス17.4%となっております。続きまして、下のほうに行きまして運輸部門がマイナス3.2%、非エネルギー起源のほうですが、工業プロセス部門ではマイナス46.3%というような状況でございます。

これら減少した要因でございますけれども、各分野におきますさまざまな削減取り組みを実施してきているところでございますけれども、これらの取り組みに加えまして、産業部門の窯業土石の部分におきまして、かなり減少してきております。資料4ページ目でご

ございますけれども、そこに赤丸で囲んでございますけれども、窯業、土石にかかりますセメント生産の減少と、これに伴います石灰石の消費量の減少、これが大きな要因かと考えております。また、リーマンショック後の世界的な景気低迷、これらの影響によりまして、産業関係のエネルギー消費量が低位に推移したことが一因かというふうに考えております。

ちょっと戻っていただきまして、2ページ目でございますけれども、一方民生部門におきましては、家庭部門で13.8%、業務部門におきましては9.3%ということで、基準年比で増加をいたしております。

増加した要因につきましては、家庭部門におきましては、世帯数の増加、これに伴いますエアコンとかパソコン等家電製品の普及によって消費量の増加、さらに業務部門におきましては、売り場面積の増大などによります空調とか照明、電気の消費量とか、これらにより増加したものというふうに考えております。

なお、対前年増減量でございますけれども、排出量で40万3,000トン、3.6%の増加となっております。これらにつきましては、世界的な景気の低迷からの景気回復基調ということがございまして、産業関係のエネルギー消費量が前年から増加したというふうに考えているところでございます。

ちなみに、エネルギー転換部門が1,734.9%と大きくなっております。これは、2000年に釜石市にございます、新日鉄釜石製鉄所の火力発電所が稼働したということがございまして、このような形になっているところでございます。

続きまして、3ページ目をござらんいただきたいと思っております。こちら円グラフ、各部門別構成比を示してございます。産業部門におきまして、一番多くなっておりまして34.3%、次が運輸部門でございます、22.2%となっております。その次が家庭部門の18.9%というふうな構成割合となっております。これは、基準年比、基準年の構成比と大体同様な構成になっておりまして、産業、運輸関係が若干減少しておりますし、家庭部門なり業務部門が若干増加しているという状況になっております。

下のほうの折れ線グラフでございますけれども、こちらの排出指数の経年変化を示しております。民生家庭部門なり業務部門につきましては、家庭部門が赤線の折れ線でございますし、業務部門については、紫色の折れ線グラフでございますけれども、排出量につきましては、基準年を上回っておりますけれども、近年は減少傾向でございます。これは、比較的暖冬で推移しているということがございまして、燃料消費量の減少によるものと考えております。

また、運輸部門でございますけれども、これは茶色の部分でございますけれども、2002年ごろから減少傾向になってきております。これにつきましては、貨物自動車数が2000年ごろから減少してきているというふうなこと、さらには、乗用車の燃費性能の向上ということが主な要因かというふうになってございます。

次、4ページ目のところでございますけれども、部門別二酸化炭素排出量の内訳でございます。全体的に見ていただきたいと思っておりますけれども、電力、ガスからの排出量が全体

的に伸びてきておりますし、重油とか灯油といった燃料からの排出量が減少しているという状況になってございます。

一番前に戻っていただきますけれども、このような形で、目標年でございます 2010 年の排出量につきましては、目標達成をいたしたという状況でございますけれども、今後復興なり景気回復に伴いまして、排出量の増加というのが見込まれます。平成 24 年 3 月に策定しております岩手県地球温暖化対策実行計画、参考のところの点の 1 番目でございますけれども、この中で平成 32 年の目標といたしまして、マイナス 30% というふうな形で温室効果ガスの削減目標を定めております。引き続き、省エネルギーに取り組むとか、再生可能エネルギー導入によります取り組み、これを鋭意取り組んでいきたいと考えておりまして、目標に向けてさらに取り組みを進めていきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○喜多正敏委員長 ただいまの説明に対し、質疑、意見等はありませんか。

○佐々木博委員 ちょっと伺いたいのですが、これ県内だけの資料ですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○佐々木博委員 それから、民生業務の全部ですよ。基準年よりふえているようですが、本県の場合、火力発電所というのは一つしかない。あとはほとんど自然エネルギーなわけなのですが、このふえている要因というのは何なのでしょう。

○高橋温暖化・エネルギー対策課長 民生業務部門でございますけれども、商業サービス業関係の売り場面積というのが一貫して増加をしてきているという状況でございます。こういう中で、空調なり照明関係、これらの増加が出てきていると考えているところでございます。これが民生業務部門に増加というふうな形をもたらしているのかというふうに考えているところです。

○佐々木博委員 これは消費量からの計算ですね。そうすると、もうわかりました。トータルについてもわかったのですが、本県にはあまり直接関係ないかもしれませんが、今原発がとまっていますよね。それで、原発がとまってから、実はこの火力の問題というのがあまり言われなくなったのです。ただ、最近出ているやつでは、例えば北極圏が温暖化してきている。もし、あそこにあるメタンガスが発生するようなことになると大変なことになるというふうな事例も最近発表されているようですけれども、日本全体で、日本全体の多分数字はわからないかもしれませんが、原発がとまっていることによる——大体影響のないように使っていますけれども、よほどカーボンがふえているのではないかなと思うのですが、いかがなものでしょうか。

○高橋温暖化・エネルギー対策課長 資料の 2 ページ目にも、表の下のほうに参考ということで、全国で 2010 年の二酸化炭素排出量については 11 億 9,100 万トンということで、基準年——これ 1990 年でございますけれども、比べて 4.1% というふうな形になってきております。ふえてきました。また、原発事故以来の原発停止によりまして、かなり火力発電所等の運転が出てきておりますので、これに伴いまして、かなり二酸化炭素排出量がふ

えているかと思えます。

ことしの5月に新聞にも出ておりましたけれども、二酸化炭素の排出を観測するハワイのマウナロア観測所というのがございますけれども、ここで史上初めて400ppmを超えたというふうな情報もございましたので、かなり世界的な形でもふえてきているかなというふうに考えているところでございます。

○喜多正敏委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 ほかになければ、これをもって岩手県における2010年二酸化炭素排出量についての調査を終了いたします。

この際、執行部から第4次シカ保護管理計画の策定について発言を求められておりますので、これを許します。

○小野寺自然保護課総括課長 それでは、お手元の資料3に基づきまして、第4次シカ保護管理計画の策定について御説明させていただきます。

計画案の概要でございますが、計画期間といたしまして、本年11月15日から平成29年3月31日までの期間とすることとしてございます。対象地域につきましては、岩手県全域、それから目標でございますが、3点ございまして、一つは農林業被害の早急な軽減とあわせて、先ほども若干触れさせていただきましたが、自然植生被害の抑制を新たに目標として加えることとしております。

それから、2番目といたしましては、侵入の初期段階、これは従来の五葉山地域から全県にシカの生息域が広がってございますので、その侵入初期段階における早期の対応を行う。

それから、3点目といたしましては、生息域の拡大に対応いたしましたモニタリング調査の実施と、それに合わせて、それらをもとにした個体数推定手法の確立というものをいたしたいというふうに考えてございます。

これまでの計画の第3次の計画との主な変更点でございますが、生息状況に応じた効果的な対策を講じるということで、新たな地域区分というのを設定することとしてございます。具体的には、北上高地の南部地域を中心とします高密度段階のところ、それから北上高地の北部の地域を定着段階、そして奥羽山脈の地域でございます侵入初期段階というのを大まかな地域設定といたしまして、市町村ごとに見ますと、同じ市町村の中でも市町村によりましては高密度になっているところもございまして、それからまだ初期段階というところまでもございますので、そういったものに対しての生息の状況に応じた対策を講じると、そういった観点から新たな地域区分を設定することとしてございます。

それから、2番目でございますが、捕獲の強化ということで、狩猟規制の緩和をさらに図ってまいりたいと考えてございます。具体的には、狩猟期間でございますが、法律上は11月15日から2月15日が狩猟期間でございますが、これを第3次の計画では、11月15日から後ろのほうを2月末日までの延長をしてございましたが、さらに今回の計画では、

平成 25 年度、今年度の狩猟期間につきましては、終わりのほうを年度末の 3 月 31 日までとし、26 年度以降は、始める時期も 11 月 15 日から 11 月 1 日にさかのぼってといたしますか、15 日間狩猟期間を延長して狩猟の強化、捕獲の強化を図ってまいりたいと考えてございます。

それから、3 点目でございますが、先ほど来話に出てございます早池峰山の高山植物被害を念頭に置きました、自然植生被害を抑制するための捕獲を強化してまいりたいと考えてございます。

それから、2 番目といたしましては、個体数の推定、これは全県にわたる個体数の推定というのが新たな課題として出てまいりましたので、モニタリング調査を県内全域に拡大いたしまして、個体数の推定手法というのを第 4 次の計画期間内に確立してまいりたいと考えてございます。

計画策定までの今後のスケジュールでございますが、8 月 2 日から 1 カ月間、9 月 2 日までパブリックコメントを現在実施してございます。県民の方々の意見をもとに 9 月上旬に現在のパブリックコメントを実施している計画案に修正を加えまして、シカの保護管理検討委員会で最終案を検討することとしてございます。その後、ことしの 10 月上旬に環境審議会の自然鳥獣部会にお諮りをして、その内容で 25 年 10 月下旬までに策定、それから告示をしたいと考えております。以上でございます。

○喜多正敏委員長 ただいまの報告に対する質疑を含め、この際何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 ほかになければ、これをもって環境生活部関係の調査を終了します。環境生活部の皆様は、退席されて結構です。御苦労さまでした。

次に、保健福祉部関係の被災した高齢者福祉施設の復旧状況についての調査を行います。

調査の進め方についてであります。執行部からの説明を受けた後、質疑、意見交換を行いたいと思います。

それでは、当局から説明を求めます。

○鈴木長寿社会課総括課長 被災した高齢者福祉施設の復旧状況について御説明申し上げます。お手元の資料をごらんください。

なお、今回御説明するのは、高齢者福祉施設のうち特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、認知症高齢者グループホーム等介護保健サービスを提供する入所居住系施設についてでございます。

数字につきましては、住田町を含めた沿岸 13 市町村の状況となっておりますので、御了承願います。

まず、施設の復旧状況についてですが、平成 25 年 7 月 1 日現在、沿岸地域においてサービスを提供している施設の定員数の合計は 3,999 床となっており、震災前の 3,769 床と比較し、230 床増加し、震災前比較では 106.1%になっている状況でございます。震災により被災した施設があるものの、第 4 期介護保険事業計画の繰り越し整備分及び平成 24 年度か

らの第5期介護保険事業計画で新たに整備した施設があることから、震災前より増加しているものでございます。

一方、いまだ再開していない施設もあるため、市町村間では、その復旧率に差が生じており、大船渡市や山田町においては、入所居住系施設の定員数が震災前の水準に回復していない状況となっております。

次に、未再開施設についてですが、沿岸地域において震災により被害があった施設は100施設中34施設ありますが、平成25年7月1日時点での未再開施設は、特別養護老人ホーム1件、介護老人保健施設1件、養護老人ホーム1件、認知症高齢者グループホーム1件、小規模多機能型居宅事業所3件の合計7施設となっております。7施設とも国庫補助事業の老人福祉施設等災害復旧事業や基金を活用して、県単事業として創設した医療、介護複合型施設普及事業により復旧事業に取り組んでいるところであります。

いずれの施設も震災により建物が全半壊となるなど、大きな被害を受けた施設であり、再建に当たっては、場所を変更して復旧する移転新築による復旧となったため、その用地等の調整や国に対する移転協議等に時間を要したものであります。

資料裏面の表の復旧事業の経緯にありますように、介護老人保健施設シーサイドかろを除く6施設につきましては、国庫補助事業を活用し、復旧を進めているところでございますが、用地のめどがつき、復旧方針が決定された後、国への移転協議に昨年8月まで要しており、さらに11月の災害査定受検後に工事着工となったことから、再開がおこなわれているものでございます。

また、介護老人保健施設シーサイドかろにつきましては、用地の確保や農地転用等の諸手続に時間を要しておりましたが、7月に農地転用の許可がおりましたことから、今月工事着工するところでございます。

これにより未再開の施設は、いずれも復旧工事に着手し、再開のめどがついた状況になっております。

なお、再開時期欄に記載しておりますとおり、7月1日以降、大槌町の多機能センターほっと大槌及び山田町の小規模多機能センターやすらぎが再開しており、そのほかの施設についても平成26年4月の再開を目指し、現在工事を進めているところでございます。

また、これらの施設に入所されていた利用者の状況ですが、一部には在宅に戻られた方もいらっしゃいますが、その多くは必要なサービスが継続されるよう、内陸を初め近隣の施設に入所されているとうかがっております。

以上のとおり復旧工事につきましては、一定のめどがついたことから、今後は施設再開に要する準備、職員、とりわけ介護人材の確保が重要となってきていると認識しております。

これから58床の再開を目指す特別養護老人ホームさんりくの園、あるいは50床の養護老人ホーム五葉寮、80床の介護老人保健施設シーサイドかろなどの大規模な施設の再開が控えております。いずれも震災前の従業員の多くが離職していることから、今後再開に向

けて、それぞれ20名から30名の職員を確保する必要があります。各施設においては、6月ころから求人チラシを作成し、新聞の折り込み等で配布したり、県内や県外の介護人材養成機関を訪問し、求人等の働きかけを行うなど、人材確保に努めているところではありますが、その状況は厳しいとかがっております。

沿岸被災地は、介護人材のみならず、全般的に有効求人倍率も高く、震災前のように施設の近隣地域や同一市町村内だけで人材を確保することが困難となっていることから、内陸部や県外等に人材を求める動きを検討しているところもございます。

しかし、そのためには、職員向け住宅の確保という新たな課題も発生するなど、人材確保については、今後も厳しい状況が続くと見込んでおります。県としては、今年度介護人材確保事業により、介護の仕事の魅力を発信し、潜在求職者を掘り起こしたり、職員定着率を上げるための労働環境の改善を目指したセミナーを開催するなどの取り組みを行っているところでございます。

今後は、未再開施設が計画どおり再開し、被災地の介護サービス提供が完全復旧するよう、より一層各施設や関係団体と緊密に情報共有、連携し、必要な支援を講じてまいります。説明は、以上でございます。

○喜多正敏委員長 ただいまの説明に対し、質疑、意見等はありませんか。

○神崎浩之委員 心配しておりました大きな施設が再開のめどが立っているというふうなことで、非常に安心をしております。これは、あくまでも復旧状況でありまして、私はこれから沿岸被災地の介護ニーズというのはどうなっていくのかというのが非常に心配なのです。私も調査をしているのですが、震災直後と、それから2年半たったの今の状況と、それから5年後、10年後ということであって、必ずしもニーズがふえていくのかどうかというのはわからないのです、10年後を考えたときに。そういうところをちょっと質問するのですが、震災直後は避難所に行って、逆に御家族も今までは施設に預けていた方とかいたのですけれども、お仕事もなくされて、そして家族介護ができたということがあります。ですから、意外と直後は施設のニーズというか、違う意味ではあったのですけれども。それから、2年半たって、今は狭いながらも仮設に移って、残念ながら仕事がなく、仕事が再開できなくて、家でみるよという方もいるということ。その中でこれから御家族の就労環境が整ってくると、仕事に出て、そしてやっぱり老人ホームに頼みたいというふうなニーズがどんどん上がってくるというふうになってくるのではないかなと思っております。

一方、その地域を離れて、内陸に来たりとか、ほかの市町村に移っていくということで、逆にその被災の地域から離れて、お年寄りも含めて人口の流動化がされて、実は、我々が考えているほどニーズがなくなるのではないかなというような心配をしているわけで、この復旧なのですけれども、これにあわせて実態というのはどういうふうなのかというのは、内陸で高齢化率で考えていくよりも、また別な次元で調査していかなければいけないなというふうに思うのですけれども、そのあたりはどういうふうにご考えていますか。

来年あたりからまた6期の計画とか、ニーズ調査をやっていくとは思うのですけれども、10年先のことも見据えて、人口の流動化を含めてこの施設の建設のあり方について非常に心配をしているのですけれども、当局のほうとしては、このあたりをどういうふう考えていらっしゃるのか、お伺いをしたいと思います。

○鈴木長寿社会課総括課長 まず、お尋ねの被災地の状況、介護のニーズ状況がどうなるかといったような1点目の御質問でございますけれども、確かに発災直後、平成23年の要介護認定者の新規の状況を見ますと、一時的に、委員御指摘の家族介護の件もあったかもしれませんが、内陸部に比べまして倍の伸び率、内陸部10.3%に対して20.6%、このまま仮設住宅、その他で狭隘な住宅環境で生活不活発病、その他で被災地の要介護高齢者がふえていくのかなということで昨年度注視してございましたけれども、平成24年12月現在で比較しますと、伸び率が内陸の全体と沿岸被災地、大体同等の状況になっております。

それから、沿岸被災地というのは、委員も御承知だと思いますけれども、高齢化率、県全体で申しますと、昨年10月1日で27.9%なのですが、沿岸被災地はこれを上回る状況でございます。こうした高齢化の状況は、一部に内陸部への人口の流出の心配はございますが、内陸部同様、沿岸被災地においても高齢者の増加、とりわけ要介護高齢者の増加が見込まれております。そうしたことから、これらのニーズに対応するように、今は第5期ですけれども、第6期につきましては、その辺、委員御指摘の点を含めまして、内陸部全体がどうなるか。とりわけ沿岸被災地の高齢者、あるいは要介護以上の高齢者がどうなるかにつきましては、8月6日でございますけれども、市町村の担当課長会議を予定しております。第6期計画をつくるときに、圏域ごとのニーズ調査をきっちりやって、あとはこれから取り組もうとしている地域包括ケアの地域ケア会議なんかをきっちりやって、ニーズを的確に把握して、間違いのない第6期計画に基づく施設整備を進めていく必要があるものと認識しております。

いずれ通常の状況とは違いますので、内陸部あるいは県外への移転状況がどうなっているかを含めまして対応してまいりたいと考えております。

○神崎浩之委員 本当にそのとおりで、私も地域の方に聞くのですけれども、足りない、足りないと言うのですけれども、本当にそうなのか、10年後もそうなのかというのが非常に心配であります。それで、被災地を離れる方もいるということと、それから今度の復興住宅が、例えば高層になったりとかあった場合に、どのような介護ニーズの資源が必要になってくるかというのも、これもよくわからないのです。そういうことも含めて、そういう先のことを重視してニーズの把握をしていただきたいと思います。

それから、課題が出ていますけれども、介護人材の確保なのですけれども、これは本当に重要で、看護師不足、それから介護職不足ということで、これは沿岸だけではなく内陸も、本当に内陸も激しいです。施設をつくるといっても、人が集まらないからやめるといふようなこともあって、ここにいろいろと介護人材確保事業による取組みというふうなのが出ていますのですけれども、非常に弱いと思うのです。非常に弱いというふうに思ってい

ます。余り効果はないのではないかなというふうに思っています。看護師も含め、それから介護も含めいろんな事業、それからどんどん、どんどん養成事業もやっておりますけれども、どうも卒業生は出るのですけれども、介護の現場につかない、つけない。結局施設の人が、スタッフが集まるかどうかということを心配しているのですけれども。どうしていきますか。私、こんなのでは集まらないと思うのです。

先週、実は厚生労働省の原老健局長にも話してきたのですけれども、いずれ給料が低いので、何とかしてちょうだいというふうなお願いをしてきました。サービス付き高齢者向け住宅のように厚生労働省でお金がないので、国土交通省のお金を引っ張ってきて、ああいう介護施設をつくるというような方法もあるので、何とか雇用のほうとか、そういうふうなお金を入れて、今盛んに言われている介護職不足、賃金の低さ、これをつけるような、何かそういう取り組みもしていただきたいなど、そういう知恵も出してほしいと思うのですけれども、その辺を心配しておりますが、いかがでしょうか。

○鈴木長寿社会課総括課長 ただいま委員御指摘のとおり、具体的に申し上げますと、さ んりくの園グループでは、今後確保しなければならないのが 30 名、五葉寮で 21 名、シー サイドかろで 28 名、これには介護職員のほかに看護職員とか指導員等も含んでおります。 まさに委員御指摘のとおりでございます。7 月 30 日に県社協の高齢福祉施設協会、要は 特養の経営をなさっている方々と意見交換しました。本当に困ったというふうな話があっ て、以前のような職安あるいは介護職の養成校に働きかけをしても、反応がいまいちだとい うことで、岩手県高齢者福祉生活協同組合の役員の方々の今後具体的な方向で考えてい ることとしてお話を承って、そのとおりだなと思ったのは、割と 60 歳以上の方だと資格を 持っていても、もう 60 歳だと、その方自体がもう年齢で働けないだろうと思っているけれ ども、逆に短時間の入浴とか食事時間など、混み合うところに短時間で入るには、60 歳の人でも十分できるし、安定しているので、むしろそういったところにターゲットを絞って 出していかうとか。あとは、ちょっとこれはまだ取らぬタヌキなのですけれども、被災 地の雇用関係が 25 年度までですので、それが終わった後、緊急雇用で行っていた方の生活 支援相談員とか、仮設でお世話なさっている方は、ある程度ノウハウがあるので、ここを 介護人材に呼び込もうというふうな動きがございます。

それから、今年度の介護人材確保につきましては、介護事業者が中小零細で、そもそも 経営のマネジメントが薄いということから、そうした事業をやっているのが一つござい ます。

それから、もう一つは、雇用関係とタイアップしまして、ことしも働きながら資格をと るという事業で介護関係で 48 名の新たな雇用を見込んでおります。それで、あとは委員の 御指摘もありましたとおり、確かに福祉政策だけだと限界がありますので、また 26 年度以 降も引き続き介護人材の不足が見込まれる深刻な事態はそのとおりでございますので、雇 用関係部局との連携も視野に入れながら、新しい事業を考えていかなければならないと思 っております。

それから、介護職員から離職とか、そういうことが一番多い理由として、仕事の割には賃金が安いという御指摘もあります。これにつきましては、ずっと政府予算提言要望におきまして、介護職員のみならず介護に従事する関係職員の処遇改善のための報酬の引き上げ、根本的なところを何とかお願いしたいということをお願いしてまいりましたけれども、これにつきましても引き続き取り組んでまいりたいと思います。いずれ雇用政策との連携も視野に入れながら、もう少し対策、対応を打っていきたいと考えているところでございます。

○喜多正敏委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 ほかになければ、これをもって被災した高齢者福祉施設の復旧状況についての調査を終了いたします。

この際、執行部から社会福祉法人岩手県社会福祉協議会職員の通勤手当等の不正受給について、ほか1件について発言を求められておりますので、これを許します。

○千田障がい保健福祉課総括課長 それでは、障がい保健福祉課から御報告をさせていただきます。

お手元にお配りしております資料、社会福祉法人岩手県社会福祉協議会職員の通勤手当等の不正受給について記載しました1枚物の資料をごらんいただきたいと思います。

東日本大震災津波で被害を受けた障がい福祉サービス事業所に対する復興支援事業によりまして、県の委託を受けて社会福祉法人岩手県社会福祉協議会、以下県社協と言わせていただきますが、この県社協が設置いたしました障がい福祉復興支援センターの職員が通勤手当等の不正受給を行ったことについて報告をするものでございます。

まず、1の障がい福祉サービス復興支援事業の事業概要等でございます。(1)の事業概要につきましては、被災地における障がい者に対するサービスを円滑に提供できる体制を整備するために障がい福祉復興支援センターというものを設置いたしまして、県内の障がい福祉サービス事業所の復興期における運営を支援するというものでございます。センターとしましては、2種類ございまして、アに記載しました障がい福祉復興支援センター、これは平成24年度においては、9圏域に設置しておりますが、平成25年度におきましては、沿岸4圏域への設置になっております。

それから、イのいわて障がい福祉復興支援センターでございますが、これは盛岡市に設置をいたしまして、全体の企画調整等の役割を行っております。

(2)の予算額でございますが、これは財源は全額国庫で震災復興関連ということになります。平成23年度につきましては932万1,000円、これは決算額でございます。センターの開設に向けた諸準備等の費用でございます。平成24年度におきましては3億2,100万3,000円、これは、2月補正後の金額でございます。内容は、事業所及び沿岸被災障がい者の調査並びに支援、災害時における障がい者の安全な避難等のためのてびきの作成等でございます。平成25年度は1億9,144万9,000円、これが当初予算の額でございます。

事業所のサービス向上等の支援、あるいは「てびき」に基づいた避難訓練等実践的な取り組み支援を行っております。下の括弧書きにございますが、平成 25 年度は、事業の進捗等を踏まえてセンターの体制を見直しまして、予算額を縮小しているものでございます。全体の人数を、ここにございますように 39 人から 21 人というふうに縮小をしております。また、二つ目の米印にございますが、予算額には、障がい者の工賃向上等に向けた支援事業も含んでおります。

次に、2 の不正受給事案の概要等でございます。(1) の概要につきましては、まずアですけれども、岩手中部圏域センターの所長、50 代の男性で常勤嘱託職員でございました。平成 24 年 4 月 1 日に採用されたものでございます。この者が盛岡のいわてセンターから北上の岩手中部圏域センターに勤務場所が変更となったことに伴いまして、平成 24 年 7 月 1 日に通勤届が提出され、その届け出に基づいて通勤手当額を決定しております。7 月分の給与で通勤定期代に相当する 6 カ月分の通勤手当を支給したということでございます。

次のイですが、定期券購入を確認するために、県社協の職員が定期券の写しを提出することになっていたのに、総務部担当職員から再三督促をしましたが、それにもかかわらず未提出ということでございます。このため総務部長が 24 年 10 月 3 日に改めて督促をしまして、通勤定期は購入しておらず、さらには通勤に公用車を使用していたことが判明したということでございました。

(2) の県社協の対応でございますが、アの当該職員等の処分につきましては、通勤手当の不正受給及び公用車の私的利用は、県社協の就業規則の重大な違反に当たりますことから、当該職員を平成 24 年 10 月 22 日付で懲戒免職とするとともに、通勤定期代として支給した手当等の返還を求めることとしております。

また、監督すべき立場にあった関係職員 6 名についても、訓告等の処分を行ったということでございます。

イの不正受給額等の返還についてでございますが、当該職員に対しまして、通勤手当等 39 万 1,481 円の返還を求めておりましたところ、平成 24 年 12 月 4 日までに県社協に全額が返還されたことを確認しております。

ウの再発防止等の取り組みについてでございますが、今後かかる不祥事が二度と発生しないようにするため、管理監督の立場にある職員はもとより、全職員によるコンプライアンスの確立に取り組んでいるということでございます。報告は以上でございます。

○高橋地域医療推進課長 盛岡地域におけるドクターヘリヘリポートの整備につきまして説明申し上げます。

国の平成 24 年度補正予算で、経済対策として設置されました地域医療再生基金への積み増しにつきまして、国に要望していたところ、今般本県に対し 15 億円の内示をいただいたところであり、昨日医療審議会医療計画部会において報告したところでございます。資料は準備してございませんので、恐縮でございますが、口頭で説明させていただきます。

今回内示いただきました積み増しの中には、盛岡地域におけるドクターヘリヘリポート

の整備に関する経費についても盛り込んでいるところでございます。

内容といたしましては、本県ドクターヘリは、運行開始後1年3カ月ほどを経過しておりますが、ドクターヘリによる搬送先につきましては、盛岡地域が6割を超える状況となっております。一方、盛岡地域におけるヘリポートにつきましては、盛岡東警察署屋上のヘリポートを活用している状況でございますが、保安体制の確保等の関係から、特に冬場の降雪時など使用できない場合がございます。その都度県営野球場の駐車場や河川敷などを使用しているところでございます。

こうしたことから、盛岡地域において安定的に使用できるヘリポートの確保が課題と考えておりまして、その主な搬送先でございます岩手医大あるいは県立中央病院といったところを念頭に置いた地域にドクターヘリのヘリポートを整備し、ドクターヘリの運航体制を強化しようと考えているところでございます。

具体的な整備場所等につきましては、今後詳細な調査等を行い、住民の皆さんの御理解もいただきながら選定することを考えておりまして、国の交付金による基金を活用しながら、平成27年度までに整備したいと考えているところでございます。

なお、この基金積み増しに係る国の交付金につきましては、今後速やかに交付申請を行い、交付決定をいただきたいというふうに考えておりますが、県としては、具体的に予算化が必要となりますことから、今後県議会で各取り組みに関する予算をお諮りし、議決をいただいた上で初めて執行が可能となるものでございます。そのため、議会に対しましては、今後具体的な取り組みに係る予算を提案する際に、個別の内容につきまして御説明させていただきたいと考えているものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○喜多正敏委員長 ただいまの報告に対して、質疑を含め、この際何かありませんか。

○神崎浩之委員 前段の分の件でありますけれども、この障がい福祉復興支援センターであります。これは私、委員会で2度ほど、それから2月の一般質問でも取り上げております。前にお座りの同僚議員の皆様が理解もありましたのはあれなのですが、昨年7月のこの委員会でも、きちっとこの事業を遂行してくれよという話をさせていただきました。10月にもやりました。そして、2月の一般質問でもやりました。なぜこういうふうな不祥事が出てきたのかなというふうに非常に不思議に思っているところであります。

当初なかなか復興が進まないということで、国からは県にお金が入っているのだけれども、なかなか県のほうから先に進まないということで基金に積んで、そして事業がスタートする段階から基金を崩していったというようなことは、福祉にかかわらずいろんな事業でもあって、そういうふうな関係で過度な使い方をしないだろうかと心配をしておりました。そんな中で昨年度からこの事業がスタート、大きくは昨年度からスタートしたわけなのですが、そのお金の使い方です少し気になる点があって、最初の委員会で指摘をさせていただいたところであります。

その中で、7月の委員会の議事録にも書いてあるのですけれども、7月の委員会で、お

金があるからといって、無駄ないわて障がい福祉復興支援センターにならないように私は監視していきますので、その点気をつけて実施していただきたいというふうなことを言って閉めております。

それから、10月の委員会でも、このいわて障がい福祉復興支援センターについて、うまく機能してほしいと取り上げたけれども、実態はなかなかうまく機能していないようだということ。それから、その当時、ちょうど今被災地以外に復興予算が使われているというふうなことが全国で行われておりまして、その当時、被災県とすれば怒っているわけですよ。岩手県とすれば、何で復興以外の沖縄であったり、鯨であったり、そういうふうなものを復興予算として使うのだというふうに怒っていた立場だったのだけれども、では実際岩手県はきちっと使っているのですかというふうなことで、今被災地以外に復興予算が使われているということが全国的に問題になっておりますけれども、県内では復興予算がきちっと復興支援に回っているのかと。その中で、いわて障がい福祉復興支援センターの4億円というのは復興の予算に入っているのか、正々堂々この事業に4億円を使いましたと言えるような現状なのかというふうなことも指摘をしておりました。

そういうふうな中で、なぜこういうふうなことが起こったのか。復興の予算、復興予算というのをすごく全国的にも、それから被災県でも気にしていたわけなのですから、7月にも指摘をしておりましたし、それから10月にも指摘をしておいたわけなのですが、なぜ私の委員会での発言、何回も言っているのですけれども、そんな軽いものなのか。どうして指摘していたにもかかわらず、こういうふうな事案が起こったのかについてお伺いしたいと思います。

○千田障がい保健福祉課総括課長 大変残念なことだと思っております。なぜこのようなことが起こったのかということにつきましては、これは一人の職員の手当の不正受給ということでございまして、一つに、もちろんその職員の士気にもよるわけでございますけれども、実はその通勤手当の支給につきまして、支給をした後に現物を確認するという手法、手法といいますか、手続の方法等を県社協はとっておりましたので、その点について、実際確認までに日時を要して、その間に不正な支給が3カ月分ですか、続いてしまったというふうに報告を受けているところであります。

○神崎浩之委員 一人の職員がというふうに出だしありましたけれども、これは私は防げた事案ではないかなと思っております。一つは、一人の職員というのであれば、通勤手当の支給の仕組みというのが県社協のこれでよかったのか。それから、公用車の管理、これはよかったのかということで、その県社協というのは、皆さん方の先輩が行っているところですよ。役所に準じているような仕組みをとっているはずですよ。公の県庁とか、そういう行政機関と同じような仕組みを公用車の管理にしても、それから通勤手当の支給のシステムにしてもやっているはずだと思います。皆さん方の先輩が、県庁の先輩の方が専務で行ったり、事務局次長で行ったりしているわけですよ。そういうふうな点で、一人の職員がと言っておりますけれども、その管理はどうだったのかということ。

それから、この方は、この問題を起こした方というのは、実は以前県の職員であったというふうなことがあって、なぜ県職員をやめたのかはわかりませんが、ある県職員の方に聞きましたら、私だったらああいう人は使わなかったですよというふうな話をしております。その採用も、採用したというのも県社協なのですけれども、皆さん方の先輩の天下っていった方、そういうような方々を採用しているわけです。この点、いかがですか。

○齋藤地域福祉課総括課長 県社協の所管をしている地域福祉課のほうからお答えをしたいと思います。

通勤手当の支給決定に当たっての手续でございますけれども、支給決定時に通勤届のみで支給して、後日その定期券の写しを徴するという事で今まで事務処理を行ったという事でございますが、再三にわたってその定期券の提出を督促したが、なかなかその確認ができなかったという事実がございます。

公用車の管理についてでございますけれども、各センターでは、リースにより公用車を配備してございました。この本人が所属をしておりました中部圏域センターには2台配備をしておきまして、当該職員が所長という立場でございましたので、みずからがそれを管理していたという事でございます。

○浅沼副部長兼保健福祉企画室長 中部圏域センターの所長任用の経緯の点について、御答弁をさせていただきたいと思っております。

同センター所長につきましては、障がい福祉サービスでありますとか、社会福祉施設運営に造詣が深い者を任用するという事で、県社協におきまして求人を出したところ、応募者があった。その中から、最終的にこれまでの経歴を踏まえ適任と県社協のほうで判断をし、所長に任用したものであるというふうな聞いていただいております。

○神崎浩之委員 その方の経歴も、ちょっと私もいろいろと調べさせていただいたのですが、県社協が決定と言いますけれども、専務理事も、それから事務局次長も、それから盛岡の圏域の本部のセンター所長も、前地域福祉課の課長だった人ではないですか。県社協が任用したと言いますけれども、皆さん方の大先輩方が、その過去の経歴をわかっているかどうかはわからないですけれども、したという事実があります。ですから、ある一人の職員がというふうな言い方は、私は似つかわしくないと思っております。

私が一番問題なのは、その復興予算が適正に使われてほしいと、全国の皆さんに恥ずかしくないように復興予算が使われてほしいという視点で去年からやっていたわけなのですが、そこで新聞の報道を見ますと、県社協の事務局次長は、事業に直接関連なく、内部事項のため公表しなかったと言っております。事業に直接関連なく内部事項のために公表しなかった。それから、県社協の総務部長は、復興支援にかかわる事業でもあり大変残念だ、関係者に申しわけないというふうに述べております。

県庁から行った人は、事業に直接関連ないと、それから県社協の方は、復興支援にかかわる事業であって申しわけないというふうに新聞報道がなされているのですけれども、これは結局復興事業のお金だったのでしょうか、事業に全く関係ないというふうに言えるの

でしょうか、その点をちょっとお聞きいたします。

○千田障がい保健福祉課総括課長 この事業、県の委託事業でございますので、県の委託事業として開始しておるところでございます。最初、この委託事業を進めるためのスタートとして、雇った職員に対する通勤手当という形で進めてきておりますけれども、その後県社協のほうでは、この支給を取り消しをして返還されたということですので、県社協の予算、決算上は、この支出分は返還金によって帳消しになっておりますので、いずれ県社協の決算に当たっては、委託事業としては返還金に使われていないということでございます。

○神崎浩之委員 私が去年の7月に指摘したのは、いわゆる復興の予算が、全国の皆さんの善意でありますものから成り立っている復興のお金が、岩手県として適正に使われているのかどうか、全国に対して恥ずかしい使い方をしていないのか、きちっとやってくださいよというふうなところから7月に指摘をしていた中で、その後起こっている事案であります。そういう意識をちゃんと持っていただいて、ここの報道にもあるのですけれども、なぜ公表しなかったかの理由については、着服などに比べて悪質性が高いとは言えずという表現もあるのです。私は、着服だと思っているのですけれども。着服などに比べ悪質性が高いと言えず、内部事案であったことから判断したというふうなことを書いているのです。

そんなこともありますので、何回も言っておりますけれども、これは被災地の障がい者の方を支援する事業でありますので、ぜひこれからでもいいですので、本当に被災地の障がい者の方のために、この4億円、きちっと使っていただきたいと思います。

最後に部長にお聞きしますが、余りにも事業が多過ぎて、県の本庁が県社協に事業をぶん投げっ放しというのもあるのです。県社協が悪いわけではなくて、いずれこの事業にしても新規事業で、通常は新規事業は県が立ち上げて、それをだんだん委託していくという流れがあるのですが、最近いろんなことを見ますと、県庁でやるべきことをもう県社協にぶん投げているというようなことがかいま見えます。この事業もそうですし、それから地域福祉課の災害派遣、福祉チームの件にしても、余りにも県社協にぶん投げ過ぎているというふうなこともあって、アップアップしていると。県社協側も素人を集めて事業を展開しなければならないというふうな仕組みもありますので、本庁のあり方、それから県社協に行っている天下りとの関係のあり方も含めてぜひ検討していただきまして、恥ずかしくないような事業運営に進めていただきたいと思います。いかがですか。

○根子保健福祉部長 まず、復興予算の使い方についてでございます。委員御指摘のように、これはやはり被災者のために有効に使うべきものだというふうに理解はしております。その上でどうすればそういった形で捉えるかということについては、私どももそこは十分注意しながら進めてまいりたいと思っておりますので、今後ともそういう気持ちも十分認識しながらしっかり取り組んでまいりたいと思っております。

それから、あと委託事業がふえてきたということ、これは国からのいろんな機会のため

の予算が入ってきているという状況もございますが、やはり委託者としての責任あるいはその役割があると思います。先ほどの事業に関しても、委託者というのはどこまで、どの辺をマネジメントしていくかということがかかわってきますので、その辺も含めて県としてどう対応すべきか、改めてその辺の対応も含めて検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○飯澤匡委員 ただいまのやりとりを聞いていて、県の直轄の部分ではないにしても、どうも一職員が起こした不祥事にとどめようとするという、そういうふうなニュアンスが伝わってきて非常に残念なのです。この事案のあなた方からいただいたペーパーを見ても、これは提出をしないと、定期券購入をした現物の照会を求めたりしないという段階で、何かあると思うのが普通のこれは反応ではないですか。それを3回拒否して、しかるべき今度は総務部長が行って初めてそれが発覚したと。これ自体問題です。大体にして公用車を使っているということは、これはもう異常事態だ。県の税金のガソリンで結局通勤していたということでしょう。だから、もうかなりぬるいのです。ぬる過ぎるのです。

そして、再発防止等の取り組みについても、この2行でおさめるという、おさめているのです。かかる不祥事が二度と発生しないようにするために、管理監督の立場にある職員はもとより、全職員にコンプライアンスの確立に取り組んでいる。これは、この程度の説明でいいのですか。私は、もっと重大なものがこの中に潜んでいると思います。かかる不祥事を単なるこれで押し込めてはならぬと思うのです。部長の見解を聞きます。

○根子保健福祉部長 委員御指摘のとおり、この通勤手当の確認方法あるいは公用車の管理、私も対応としては非常に悪いと思っております。そういった点も含めて先ほど申し上げましたが、委託した側として、その事業にどこまでこの法人の内部管理的なところにかかわるかもありますけれども、その辺も含めて委託者としての役割について対応を考えてまいりたいと思います。

○飯澤匡委員 多分想像するに、これは総務の担当者が職員への、完全に恐らく序列関係の中で、おまえ、いいやというような簡単なそういう関係だと思うのです。要するにこの人は相手にしなかったと。多分そうだと思うのです。初めて総務部長が来て、事の重大さに気づいたと。これは、民間会社からしてみれば、組織として人事の掌握、それからリスク管理、人事管理、これも全くなっていないのと等しいです。

さっき県職員のOBという話がありましたけれども、やはり県の委託事業としての受け皿として、ちゃんとした組織体系をしておかないと、これはやっぱり氷山の一角というふうに捉えられると、非常にこれは県民に対する心証もよくない。したがって、このコンプライアンスの確立については、県側もしっかりとその点を強く県社協に対しても求めている、二度とこのような事案が発生しないように私はすべきだと考えますが、もう一回、その点について見解をお願いします。

○根子保健福祉部長 委員の御指摘、そのとおりだと思います。県社協に対して先ほど申し上げましたように、県としても指導監督ありますし、それから委託事業もお願いしてい

るという状況もありますので、今回の事例の中で、そのコンプライアンスの確立について、また内容を改めて県社協のほうにお話ししながら取り組んでまいりたいと思っております。

○喜多正敏委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 ほかになければ、これをもって保健福祉部関係の調査を終わります。保健福祉部の皆様は、退席されて結構です。御苦労さまでした。

なお、本日は閉会中の委員会であり、さきの6月定例会において閉会中の継続審査及び継続調査事件として議決されているものに医療局関係の案件がないため、医療局職員に対する委員会への出席要求は行っておりませんが、医療局より被災した県立高田病院の再建方針について発言を求められております。このため医療局職員を入室させ、発言を許したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

それでは、医療局から被災した県立高田病院の再建方針について発言を求められておりますので、これを許します。

○熊谷経営管理課総括課長 お許しをいただきましたので、県立高田病院の再建方針について御説明申し上げたいと思います。お手元に配付してございます資料をごらんいただきたいと存じます。

まず、整備に当たっての基本的な考え方についてでございますが、陸前高田地域は、高齢化率が高く、高齢者を中心とした地域医療を提供する必要があることから、一定程度の病床を確保することを最優先とすること、それから医師への過重な負担を少しでも軽減することを基本といたしまして、病院の規模、機能等を検討したところであります。

続きまして、病院の立地場所、規模、機能についてであります。まず、立地場所についてでございますが、高台など津波による被災の可能性がない場所であること。早期に病院建設が可能な場所であることを基本に陸前高田市から推薦をいただいたところでございます。陸前高田市氷上山麓地区の民有地と考えてございます。2枚目の図面に建設予定地といたしまして、赤い矢印で示している場所でございます。

資料をお戻りいただきまして、病院の規模、機能についてでございます。入院機能につきましては、先ほど御説明したとおりでございます。その規模につきましては、被災前の入院患者数の状況等を勘案し、1病棟を整備したいと考えており、具体的には一般病床で50床から60床程度と考えているところでございます。

また、診療科につきましては、総合診療的な機能を基本とし、内科、外科を中心にこれまでの外来診療機能を維持してまいりたいと考えてございます。

次に、救急機能でございますが、診療時間内の一次救急を基本とし、診療時間外の救急、平日の夜間及び土日、休日につきましては、圏域の基幹病院でございます大船渡病院で対応いたしたいと考えてございます。

次に、リハビリ機能についてでございますが、入院患者を中心とした維持期のリハビリの提供と考えてございます。

なお、これらの病院機能につきましては、本年3月に公表いたしました大槌病院及び山田病院と同様に、骨格部分の方針でございまして、これらの具体的な機能等につきましては、今後地域における医療ニーズの把握に努めながら適切な医療の提供に向けた検討や取り組みの中で固めていきたいと考えております。

次に、整備スケジュールについてでございます。本年度から来年度にかけて、陸前高田市におきまして用地取得及び造成を進めるとしてしておりますことから、医療局では、これと並行して設計を行い、平成28年度に建築工事に着手して、平成29年度の開院を見込んでいるところでございます。

最後に、概算事業費についてでございます。用地費及び病院本体の建設費に係る総事業費として19億円余、このうち本年度におきましては、当初予算に用地費4億8,000万円余、病院設計費として3,000万円余を計上しているところでございます。

以上で説明を終わります。

○喜多正敏委員長 ただいまの報告に対して何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 ほかになければ、これをもって医療局からの報告を終了いたします。

○熊谷経営管理課総括課長 申しわけございません。先ほどの説明の中で、建築工事に着手する年度を28年度と誤って申し上げました。27年度に建築工事に着手いたします。おわびして訂正させていただきます。

○喜多正敏委員長 ほかになければ、これをもって医療局からの報告を終了いたします。

次に、9月3日に予定をしております閉会中の委員会についてでございますが、今回継続審査となりました請願陳情1件及びさきの委員会において決定いたしましたとおり、子ども・子育て支援新制度について調査することといたしておりますので、よろしく願いたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。